

## 小金井市における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書

東京都行政書士会多摩中央支部（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）とは、空き家（戸建て住宅又は長屋、共同住宅その他居住の用に供するものの一区画であって、使用がなされていないものをいう。以下同じ。）の有効活用、適正管理等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市内の空き家の所有者等への意識啓発又は助言などにより、空き家の有効活用、適正管理、空き家の発生の未然防止等を推進するため、甲と乙との連携に関して必要な事項を定めるものとする。

### （取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 甲は、市内に所在する空き家の所有者等からの相談に応じるための相談窓口の設置等、専門家による相談対応について協力する。
- (2) 甲は、乙から空き家に関する協力の要請があった場合は、専門家の派遣等、可能な限り協力する。
- (3) 乙は、甲が設置した相談窓口又は甲の空き家に関する取組について、ホームページ、リーフレット等により、市民への周知に努める。
- (4) 甲及び乙は、乙が作成するリーフレットの配布等、空き家の有効活用、適正管理等に関する所有者等への意識啓発に相互に協力する。
- (5) 甲及び乙は、空き家の有効活用、適正管理、空き家の発生の未然防止等のため、空き家に関する取組などの情報共有に努める。

### （有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3月前までに、甲乙いずれからも何ら申出がない場合は、この協定は期間満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以降も同様とする。

### （協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年11月28日

東京都小平市上水南町二丁目21番9号

甲 東京都行政書士会 多摩中央支部

支部長

小網 淳一



小金井市本町六丁目6番3号

乙 小金井市

小金井市長

西岡 真一郎

